

計算書類に対する注記（社会福祉法人 つくし園）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券・・・移動平均法による償却原価法（定額法）

上記以外の有価証券で市場価格のあるもの・・・時価法

上記以外の有価証券で市場価格のないもの・・・原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品・・・最終仕入原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

① 建物、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具及び備品・・・定額法

② ソフトウェア・・・法人内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（3）引当金の計上基準

① 徴収不能引当金 債券の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能の実積率により、徴収することが不可能な債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、期末要支給額を計上しております。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び山口県健康福祉財団の退職給付制度によっております。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっています。

（1）法人全体の計算書類（第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

当法人では事業区分が1つしかないため、事業区分別内訳表は作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

当法人では、公益事業を実施していないため、公益事業における拠点区分別内訳表（第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）は作成していない。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

① つくし園拠点区分（社会福祉事業）

本部

施設入所支援

生活介護

短期入所

日中活動一時支援事業

特定相談事業

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	51,838,747	0	0	51,838,747
建物	166,933,015	0	7,039,103	159,893,912
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	219,771,762	0	7,039,103	212,732,659

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分にかかる国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりです。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	348,886,128	188,992,216	159,893,912
構築物	21,517,607	10,084,269	11,433,338
機械及び装置	105,697,168	104,565,110	1,132,058
車輛運搬具	14,772,800	12,448,629	2,324,171
器具及び備品	48,634,303	43,628,145	5,006,158
合計	539,508,006	359,718,369	179,789,637

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	53,319,243	0	53,319,243
未収金	6,306,474	0	6,306,474
合計	59,625,717	0	59,625,717

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし